

部会活動

民生委員児童委員協議会の活動を円滑に進めるため、分野ごとに設けられた組織です。各部会で活動内容を検討し、地域福祉の推進に取り組んでいます。



総務部会

協議会の運営を支える

規約、事業計画等の検討など組織運営に関すること。基本的人権が尊重される街づくりの取り組みに関すること。

- 6/20 <総会>
- 2/19 <研修>「タブレット研修」
ペーパーレスに向けて、
まず委員長が受講



地域福祉推進部会

地域の支え合いを大切に

民生委員活動・区協議会活動の企画並びに検討。高齢者、障がい者の地域の自立生活に係る課題や支援策の検討。

- 8/8 <研修>「新しい認知症観」
旭区が作った【だいじょうぶ】を視聴し、戸田課長のお話
- 9/3 <研修>「里親制度について」
10地区合同研修



児童委員活動推進部会

子どもと家庭を見守る

児童委員、主任児童委員の連携推進。児童委員行動計画の推進。

- 7/4 <研修>「子ども家庭庁と民生委員・児童委員との連携について」
子ども青年局寺田晃氏のお話

10/17「わいわい広場」開催



広報部会

区民児協活動だよりの発行

民生委員・児童委員・主任児童委員の、活動周知と区民児協活動だよりの発行。



自転車のルールにご注意ください

16歳以上を対象に、約113種類の違反が「青切符」の対象となります。日々の活動で気をつけましょう。

自転車保険の加入は義務化されています。

① 自転車は、車道が原則

歩道は例外

歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。

道路工事や駐車車両などで危険な場合や、交通量が多く危険な場合。

歩道では歩行者を優先し、車道寄りの部分をゆっくり走りましょう。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯 (反則金額は5,000円)

④ 飲酒運転は禁止 (赤切符 刑事処分)

⑤ ヘルメットを着用

※一方通行にも気をつけましょう。

通行OK

この標識がある場合は、通行可能です。



自転車e除<

自転車e除<

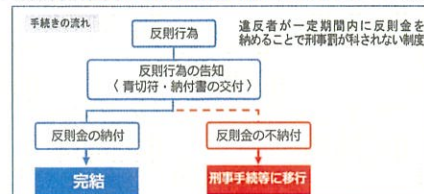
令和8年4月1日道路交通法の改正

自転車の交通違反に交通反則通告制度 (いわゆる『青切符』) が適用されます。

主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等 (保持) 携帯電話を手に持って話したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (歩道通行) ※スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止ませた場合や、警察官の警告に反わずに歩道通行を続けた場合など	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
公安委員会遵守事項違反 【大阪府道路交通法】 ※警告器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全なヘッドホン等の使用 運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量の場合 ※急ブレーキ、急ハンドル、急ハンドルを切ると同時に急ブレーキを踏む等の危険な運転を繰り返す場合 ※急ブレーキを踏むと同時に急ハンドルを切ると同時に急ブレーキを踏む等の危険な運転を繰り返す場合	5,000円
軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)	3,000円

交通反則通告制度とは?



大阪府警察

警察庁公表資料

自転車安全・安心に利用するために
-自転車への交通反則通告制度 (青切符) の導入-
【自転車ルールブック】



(※PDF: 19MB)

民生委員児童委員

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

主任児童委員

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員キャラクター



<ミンジー> <大阪版ミンジー>
集団生活の中で協力して
子育てを行うペンギンが
イメージキャラクターです。

発行者:
旭区民生委員児童委員協議会
会長 中島正人
編集:
広報部会長 齋藤英里